

教職員等の個人情報の保護に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）における雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために学園が講ずべき措置については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「法」という。）に関する法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、「教職員等」とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学園において使用されている労働者
- (2) 学園において使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者
- (3) 過去において学園に使用されていた者

(利用目的の特定)

第 3 条 学園は利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、教職員等本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

(本人の同意)

第 4 条 学園が教職員等本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾を得なければならない。

(安全管理措置及び従業者の監督)

第 5 条 学園は、雇用管理に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 雇用管理に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
- (2) 雇用管理に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。
- (3) 雇用管理に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。
- (4) 雇用管理に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。
- (5) 雇用管理に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

(委託先の監督)

第6条 学園は、雇用管理に関する個人データの取扱いの委託に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。
- (2) 委託先が委託を受けた個人データの保護のために講ずべき措置の内容は次に掲げるものとし、委託契約において明確化されていること。
 - ① 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
 - ② 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。
 - ③ 委託契約期間等を明記すること。
 - ④ 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
 - ⑤ 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
 - ⑥ 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
 - ⑦ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。
 - ⑧ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

(第三者提供)

第7条 学園は、雇用管理に関する個人データの第三者への提供（法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- (2) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。
- (3) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
- (5) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

(開示)

第8条 学園は、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、教職員等本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、教職員等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続き)

第9条 学園は、教職員等からの雇用管理に関する個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるよう、閲覧の場所及び時間等について十分配慮しなければならない。

(苦情の処理)

第10条 学園は、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、必要に応じて労働組合等と協議し、その都度理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。